

公益社団法人 日本青年会議所

情報発信細則

第1章 目的

第1条 本細則は、公益社団法人日本青年会議所（以下「本会」という。）が行う情報発信の利用許諾並びに本会が主催する各種大会における取材に関する事項を規定する。

第2章 定義

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- （1）ホームページとは本会が定めるサーバー内にある本会のホームページをいう。
- （2）広報誌とは、We Believe、その他、本会が発行する対内向け及び対外向け広報誌一切をいう。
- （3）会員とは本会定款第6条に定める会員をいう。
- （4）構成員とは会員会議所の正会員をいう。
- （5）情報発信管理者とは本細則7条に定めるものをいう。

第3章 著作権及び利用許諾

（著作権の帰属）

第3条 本会のホームページ及び広報誌に掲載された情報の著作権は、すべて本会に属する。

（利用許諾）

第4条 本会の委員会、会員・地区・ブロックは必要に応じて、ホームページ上、又はその他の広報媒体を通じ、以下の情報を公開することができる。

尚、公開にあたっては本会の品格・立場を辱めないよう考慮し、又、個人情報保護規程の趣旨に従って、構成員及び関係者の個人情報の保護に留意することとする。

- （1）広く一般に対し、本会の運動及び活動を浸透させるために発信する情報
- （2）会員及び構成員に対しその青年会議所運動の援助をするために発信する情報

- （3）会員及び構成員相互の情報交換のために発信する情報及びその情報交換のための場の提供
- 2 前項の情報の公開を行う場合には、事前に本会の情報公開責任者の承認を得なければならない。削除・修正・追加についても同様とする。

第4章 取材制限について

（取材制限）

第5条 情報発信管理者は、以下区別に従い、本会が主催する各種大会の取材を行う者の範囲を制限することができる。

（1）対象者による別

- ①本会の広報関係委員会委員並びに同委員会の委員長の委嘱を受けたもの。
- ②情報発信管理者から許可を得たもの。
- ③会員会議所の構成員

（2）許可する取材の範囲

- ①写真撮影、ビデオ録画、インタビュー等、取材方法
- ②許可する場所及び時間

2 情報発信管理者は、前項の取材制限に当たり、取材結果の利用目的、手続きについての制限を定めることができる。

第5章 責任者及び責任範囲

（責任者）

第6条 専務理事は、情報公開に関する事務を統括管理する。

2 専務理事はこの規程に定めるものの他、情報公開に関する定めを規定する必要が生じた場合、別途、規程・細則・ガイドライン等を定めることができる。

（情報発信管理者）

第7条 専務理事は、情報公開の適正運営を図るために、情報公開責任者を理事会の承認を得て選任することができる。

附 則

この細則は平成22年7月1日から施行する。

平成20年10月 2日 制定